

留学生のための基礎的な法学用語

川本 真佐美

要 旨

法学を学ぶ学部留学生が抱える問題点の一つとして、語彙力不足が挙げられる。

本研究では、法学日本語に特化した教材の開発を目指し、留学生が習得すべき法学の基礎的な語彙の特定を行った。専門分野の概念を表す語を専門語とし、法学部1年生の導入科目で使用されている書籍を資料に、専門語辞典と照らし合わせ認定した結果、延べで1148語、異なりで892語の法学の専門語を得た。このうち、『日本語能力試験出題基準（改訂版）』に記載された2級の語彙34語を除いた858語を、「留学生のための基礎的な法学用語」とした。

「留学生のための基礎的な法学用語」は、人名28語及びそれ以外の専門語830語からなり、これらの中には『現代社会用語集』の見出し語255語が含まれる。

【キーワード】 留学生、法学、専門語、専門日本語

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構の「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果」によると、平成28年5月1日現在の留学生総数は、239,287人で過去最高を記録した。政府は、「2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指している（「留学生30万人計画」骨子）が、優秀な人材を獲得するためには、

魅力的な教育・研究内容が必要となる。「留学生 30 万人計画」の実現を図るため、平成 25 年に文部科学省が取りまとめた「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」では、日本が国際貢献でき、且つ留学生受入れ施策の実施が効果的だと考えられる分野として、工学、医療、社会科学（法制度）、農学の 4 つを挙げている。

社会科学（法制度）分野での日本の国際貢献事業には、1990 年代半ばから始まった開発途上国や市場経済移行国への法制度整備支援¹⁾があり、法制度整備と並び運用のための高度専門人材の育成が図られている。法務省法務総合研究所国際協力部によると、法制度整備支援活動は、ベトナムに始まり、カンボジア、ラオス、インドネシア、東ティモール、ネパール、ミャンマーなどの国々へと広がっている。

一方、高等教育機関では名古屋大学が政府と連携してこれに取り組み、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、ラオスに日本法教育研究センターを設置、2017 年 5 月には同センターの事業への参画を目的とした「日本法教育研究センター・コンソーシアム」が設立された。

こうした中、日本法を学ぶ場合、条文や判例、法学論文などを理解しなければならないが、大半は日本語で書かれたものである。したがって、「日本法の学習・研究には、高度に特化された専門日本語処理能力が必要」（田中 1999: 37）となる。特に、川森（2001）は、留学生へのインタビューを通じ、学部留学生が抱える問題点として、語彙力及び複合語の語構成の分析力不足を挙げている。

近年、社会科学分野の語彙研究には、経済学の専門語に関するもの（小宮 1995 など）と、社会科学系（経済学・商学・法学・国際関係論・社会学）基礎文献の語彙に関するもの（今村 2014 など）とがある。社会科学系語彙表現調査では、各分野共通の二字漢語を調べた結果、「法学が他の 4 分野との重なりが一番少ない…（中略）…特に、商学、経済学との共通語が少ない」（今村 2014a: 7）ことが分かった。そこで、筆者は社会科学系日本語教師²⁾であ

る特性を活かし、日本国内の大学で法学をこれから学ぶ留学生、及び法制度整備支援国で日本法を学ぶ学生のための「基礎的な法学用語」を特定し、教材化したいと考えた。

本研究では、法学日本語に特化した教材の開発に向け、その基礎となる「留学生のための基礎的な法学用語」を特定することを目的とする。

2. 先行研究

社会科学分野の語彙研究には、経済学の専門語に特化したもの（岡 1992、小宮 1995、2007、2014、村田 1996）と、社会科学系（経済学・商学・法学・国際関係論・社会学）基礎文献の語彙に関するもの（今村 2004、2014a、2014b）とがある。しかし、法律用語に特化した場合、「言語学者も日本の法曹界に向けてというより、英語圏の法言語学者向けに研究している状況」（大河原 2013：3）といわれ、日本語教育に関する研究は少ない。

三門（1994）は、「法学の入門書が読めることを目的」（pp.137）に、亜細亜大学法学部1年次科目「法学Ⅰ」の教科書を中心とした入門書5冊の文字・語彙、文型、表現などを分析し、専門日本語教育のためのシラバス作成を試みた。しかし、シラバスで取り上げられた文型は、入門書3冊の本文を資料として出現頻度を調べ選定しているのに対し、語彙は選定方法について明確な記載がない。また、資料も20年以上前のものである。

また、法学を学ぶ留学生のための教材には、一橋大学留学生センター学術日本語シリーズの『留学生のための法律用語集』や『判例で学ぶ日本の法律』、名古屋大学国際化拠点整備事業が作成した『留学生のための専門講義の日本語 法学・政治学編』³⁾、九州大学大学院法学研究院の『中国人留学生のための法学・政治学論文の書き方：日中両国語版』などがある。特に、語彙に関する『留学生のための法律用語集』は、法学一般、憲法・行政法、民法、刑法など9分野、全912語を収録したものである。用語にはそれぞれ分野別の通し番号をつけ、読み方・用例・解説・関連条文・メモという構成になっ

ている。用例は2例、メモには解説とは別に注意すべき事項が記されている。しかし、用語の選択基準が不明確という問題がある。この点、同用語集を基礎とした『日本法への招待』の刊行にあたっての座談会で、編者の一人も「確とした方針があって選んだというのではないのは、正直なところ認めざるを得ません」(杉浦ほか2004:12)と発言している。加えて、当該用語集の出版から20年近くが経過している。

3. 用語の特定

3-1 「専門語」の規定

「専門語」の規定(範囲)について、国立国語研究所(1981)は、異なる二つの立場があると述べている。一つは、専門語とは一般的に使われない語であり、専門語と一般語とは対立するという立場、もう一つは、専門語とは専門分野の概念を表す語であり、一般語でも観点によって専門語になるという立場である。

前者の場合、多義語を除き、一つの単語が同時に一般語にも専門語にも属するということはない。しかし、この立場では、「専門語辞典、術語集におおくの一般語がとりあげられていることを、どう説明するか」(国立国語研究所1981:2)という問題が生じる。また、村田(1996)によると、例えば、一般的に使われている「貿易」は、経済の二字漢語の専門用語であり、「加工貿易」「貿易摩擦」など四字漢語の専門用語を構成する語基として出現している。

そこで、本研究では後者の立場をとり、専門分野の概念を表す語を専門語とする。その上で、「憲法」、「民法」、「刑法」等、各法律科目を学ぶ前の導入科目で使用される語彙を、「基礎的な法学用語」とする。

3-2 調査資料

本研究では、日本法教育研究センター・コンソーシアムの団体正会員となっ

ている大学⁴⁾のシラバスを基に、1年生の導入科目で教科書又は参考書に指定されている書籍から以下の4冊を選定し、索引を資料とした。

- ① 青木人志 (2012) 『グラフィック法学入門』 新世社
- ② 五十嵐清 (2017) 『法学入門 (第4版 新装版)』 日本評論社
- ③ 伊藤正己・加藤一郎 (編) (2005) 『現代法学入門 (第4版)』 有斐閣
- ④ 道垣内正人 (2007) 『自分で考えるちょっと違った法学入門 (第3版)』 有斐閣

社会科学分野の語彙研究においては、文献の索引を資料とするもの(岡1992、小宮2007、2014)と、本文を資料とするもの(小宮1995、村田1996、今村2004、2014a、2014b)とがあり、本研究では前者の方法を採用した。この場合、本文から専門語を認定するのに比べ、調査が容易になる。また、岡(1992)は索引について、「留学生が効率よく日本経済の概要を理解するためのキーワードの集成」(pp. 193)と述べたが、「日本経済」を「法学」に置き換えても同義と考える。さらに、小宮(2007)によると、「索引を専門語収集の資料とすることは、専門語辞典に掲載される語を専門語とする立場に準じるもの」(pp.35-36)で、前述の「専門語」の規定について、「概念を表す語を専門語とする立場をとることを意味する」(pp.36)とあり、本研究が専門分野の概念を表す語を専門語とする立場をとることと、整合性があると言えよう。

3-3 留学生のための「基礎的な法学用語」の特定

専門語の認定には、以下の3冊の専門語辞典を用いた。

- ① 法令用語研究会 (編) (2012) 『有斐閣法律用語辞典 (第4版)』 有斐閣
- ② 三省堂編修所 (編) (2015) 『デイリー法学用語辞典』 三省堂
- ③ 高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚 (編) (2016) 『法律学小辞典 (第5版)』 有斐閣

前掲の調査資料とこれら3冊の専門語辞典の見出し語とを照らし合わせ、1冊でも辞典にあれば専門語とするという基準で認定した。なお、索引の専

門語には、「あおり」、「悪意」等の語形式と、「疑わしきは罰せず」といった句形式があるが、小宮（2007）同様「いずれも専門語とし、語の単位で数える」（pp.38）こととした。その結果、延べで1148語、異なりで892語の法学の専門語を得た。さらに、892語の内、「家」、「会社」等『日本語能力試験出題基準（改訂版）』に記載された2級の語彙34語は、法学の概念と一般的な意味に大きな違いがないため、既習語として除くこととした。こうして、892語の法学の専門語から日本語能力試験2級の語彙34語を除いた858語を、「留学生のための基礎的な法学用語」とした（図1参照）。

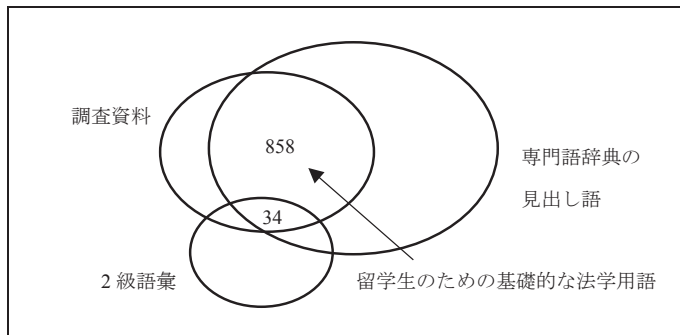


図1 留学生のための基礎的な法学用語

「留学生のための基礎的な法学用語」は、人名28語及びそれ以外の専門語830語からなる（後掲資料参照）。また、当該用語には『現代社会用語集』に記載された255語が含まれる。この点、大学入学時に日本人学生が既習であり、且つ留学生が未習の語は、両者が共に未習の語より学習の優先度が高く注意が必要と考える。なお、『現代社会用語集』を参照した理由は、高校の「現代社会」が、「公民科目の中核であり大学入試センター試験の受験者数が多い」（小宮2007：36）ためである。

4. おわりに

本研究では、調査資料を基に、「留学生のための基礎的な法学用語」858語の特定を行った。用語の特定については、特定自体に意義があると言えよう。しかし、本研究では一部の教科書のみを資料とし、教科書本文から専門語の認定を行っていない。したがって、法学専攻の留学生にとって必要な用語が、すべて含まれているとは言い切れない。そこで、今後は、資料の拡充により調査の精度を高める必要があると考える。

また、教材化については、学習者がモバイル端末で手軽に学べる用語集の作成を目指しており、今後の課題として研究を進めたい。

注

- 1) 法整備支援ともいう。法整備支援とは、「開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動」(尾崎 2002:5) のことである。
- 2) 今村 (1993) は、「社会科学の諸分野の知識がある日本語教師」(pp.946) を社会科学系日本語教師と名付けた。
- 3) 2010年に名古屋大学が日本語で専門講義を受ける留学生が受講前に使用する目的で作成したもので、現在オンライン化され公開されている。
- 4) 2017年9月末現在申込受付順に、名古屋大学、神戸大学、九州大学、大阪大学、早稲田大学、慶應義塾大学、一橋大学、関西大学、朝日大学、立命館大学、名古屋経済大学、広島大学、金沢大学、西南学院大学の14大学となっている。

参考文献

- 1) 今村和宏 (1993) 「社会科学系留学生のための日本語教育：学習者の真のニーズに応える方法」『一橋論叢』第110巻, 第6号, 933-956.
- 2) 今村和宏 (2004) 「社会科学系基礎文献におけるサ変名詞のふるまい：作文指導への指針と「専門用語化指数」の試案」『専門日本語教育研究』第6号, 9-16.
- 3) 今村和宏 (2014a) 「社会科学基礎文献における二字漢語と四字漢語の諸相」『人文・自然研究』第8号, 4-27.
- 4) 今村和宏 (2014b) 「社会科学系基礎文献における分野別語彙, 共通語彙, 学術共通語彙の特定：定量的基準と教育現場の視点の統合」『専門日本語教育研究』第16号, 29-36.
- 5) 大河原眞美 (2013) 「司法領域のことば：法律用語の分類」『地域政策研究』第15巻, 第2号, 1-16.

- 6) 岡益巳 (1992) 「非漢字圏からの留学生のための日本経済基本用語表」『岡山大学経済学会雑誌』第 23 卷, 第 4 号, 191-229.
- 7) 尾崎道明 (2002) 「法務総合研究所国際協力部における民商事法を中心とした法整備支援活動について」『法の支配』第 126 号, 5-16.
- 8) 川森めぐみ (2001) 「法学専攻学部留学生の抱える問題点」『専門日本語教育研究』第 3 号, 29-34.
- 9) 現代社会教科書研究会 (編) (2014) 『現代社会用語集』山川出版社
- 10) 国際交流基金 (2002) 『日本語能力試験出題基準 (改訂版)』凡人社
- 11) 国立国語研究所 (1981) 『専門語の諸問題 (国立国語研究所報告 68)』秀英出版
- 12) 小宮千鶴子 (1995) 「専門日本語教育の専門語: 経済の基本的な専門語の特定をめざして」『日本語教育』第 86 号, 81-92.
- 13) 小宮千鶴子 (2007) 「社会科学系留学生のための経済の専門語: 中学・高校教科書の索引調査に基づく選定」『早稲田大学日本語教育研究センター紀要』第 20 卷, 33-52.
- 14) 小宮千鶴子 (2014) 「留学生のための経済の基礎的専門語」『早稲田日本語研究』第 23 卷, 1-12.
- 15) 三枝令子・橋本正博・青木人志 (編) (1999) 『学術日本語シリーズ 3 留学生のための法律用語集』一橋大学留学生センター
- 16) 杉浦一孝ほか (2004) 「座談会「法の日本語」と法学教育 (上): 『日本法への招待』の刊行をめぐる」『書齋の窓』第 535 号, 2-13.
- 17) 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会 (2013) 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略 (報告書)」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/24/1342726_2.pdf> (2017 年 12 月 22 日)
- 18) 田中規久雄 (1999) 「法学日本語教育について」『大阪大学留学生センター研究論集 多文化社会と留学生交流』第 3 号, 37-47.
- 19) 独立行政法人日本学生支援機構. 平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果.
<http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2016/index.html> (2017 年 12 月 22 日)
- 20) 法務省: 国際協力部による法制度整備支援活動 ~世界に貢献, 日本の力!
<http://www.moj.go.jp/housouken/houso_ita_ita.html> (2017 年 12 月 23 日)
- 21) 三門準 (1994) 「専門日本語教育用シラバス作成の試み: 法学の場合」『亜細亜大学教養部紀要』第 49 卷, 138-117.
- 22) 村田年 (1996) 「経済学専門用語四字漢語の語構成: 専門分野導入期の日本語教育の方法を探る」『日本語教育』第 91 号, 84-95.
- 23) 文部科学省・外務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省 (2008) 「留学生 30 万人計画」骨子. <<https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2008/07/29kossi.pdf>> (2017 年 12 月 22 日)

資料 留学生のための基礎的な法学用語 858 語

* ____ は、『現代社会用語集』に記載のある 255 語を示す。

* 略語や同義語は、調査資料や専門語辞典を基に () にまとめた。

<人名> 28 語

イェーリング ウェーバー 梅謙次郎 エールリッヒ オースチン
川島武宜 ギールケ グナイスト グロチウス ケルゼン 児島惟謙
サヴィニー 末弘 巖太郎 ドゥオーキン 富井政章 パウンド
ブラックストン ホームズ ホッブス 穂積陳重 穂積八束 ボワソナード
美濃部達吉 モンテスキュー ラートブルフ レスラー ロック ロールズ

<人名以外の専門語> 830 語

あおり 悪意 悪法 足利事件 あっせん アレイメント
安全保障理事会 域外適用 生ける法 違憲法令審査権 (違憲審査権)
遺言 遺言自由の原則 遺産 遺失物 意思能力 意思表示 医事法
慰謝料 一事不再理の原則 一般条項 一般法 一般予防 委任 違法
違法収集証拠排除原則 違法性 違法性阻却事由 違法性の意識 入会
入会権 遺留分 因果関係 インコタームズ 疑わしきは罰せず 宇宙空間
訴えの利益 運行供用者 永小作権 英米法 営利法人 エクイティ 応訴
大津事件 恩赦 温泉権 外交保護権 外国判決の承認・執行 外国法
外国法事務弁護士 解雇権濫用 解雇の自由 解釈論 会社法 解除
改正刑法草案 概念法学 下級裁判所 下級審 学説 学説法 拡張解釈
確認の訴え(確認訴訟) 革命 瑕疵 家事事件手続法 家事審判法
瑕疵担保責任 家事調停 過失責任主義 過失相殺 家族法 価値相対主義
家庭裁判所 家督相続 過度経済力集中排除法 カノン法 株券 株式
株式会社 株主総会 仮執行宣言 仮登記担保 簡易裁判所 環境基本法
環境法 慣習法 間接民主制 元本 議院内閣制 議員立法 棄却
企業合理化促進法 企業担保法 既遂 擬制 貴族院 規則制定権

起訴状一本主義 起訴陪審 起訴便宜主義 基礎法学 起訴猶予
規範的効力 既判力 器物損壊罪 基本的人権 規約 却下 旧刑法
旧商法 給付の訴え（給付訴訟） 旧民法 教育法 教会法 協議離婚
協議離婚 強行規範 強行法規 強制 行政権 行政裁判所 行政事件
行政事件訴訟法 強制執行 行政指導 行政訴訟 行政手続法 強制認知
行政不服審査法 行政法 強迫 協約憲法 共用部分 虚偽表示 挙証責任
挙証責任の転換 拒否権 緊急逮捕 金銭賠償 近代学派 欽定憲法
均分相続 勤労の義務 公事方御定書 苦情処理 具体的妥当性
クラス・アクション 経済法 警察法 形式法 刑事事件 刑事訴訟
刑事訴訟法 刑事法 刑事補償 形成の訴え（形成訴訟） 継続的債権関係
刑罰（刑事罰） 刑法 契約自由の原則 契約の解除 ゲヴェーレ
欠席判決 減輕 現行犯逮捕 原告 検察官 検察審査会 検事 原始取得
原状回復 憲法違反 憲法改正 憲法制定権力 憲法と条約 権利能力
権力 権力分立 権利濫用 権利濫用の禁止 故意 項 合意 合意管轄
行為規範 行為能力 公益法人 公海 公害健康被害補償法
公害対策基本法 公海の自由 公害紛争処理法 公共の福祉 公権
抗告訴訟 工作物責任 公示の原則 交渉 工場法 公序良俗 公信の原則
公信力 公正証書 公正取引委員会 構成要件 公然 控訴 控訴院
交通事故 公的扶助 合同行為 高等裁判所 口頭弁論 公判中心主義
公布 衡平 衡平法 公法 公法と私法 拷問 小切手 小切手法
国際海底機構 国際慣習法 国際刑事裁判所 国際公法 国際裁判管轄
国際私法 国際司法裁判所 国際商業会議所 国際商事仲裁制度
国際通貨基金 国際的訴訟競合 国際法 国際連合 国際連合憲章
国籍裁判官 国選弁護人 国土利用計画法 国内法 国民審査 戸主
互助義務 個人主義 個人の尊厳 戸籍筆頭者 戸籍法 国家公務員法
国家責任 国家総動員法 国家の承認 国家賠償法 国家補償 国庫
古典学派 コモン・ロー 婚姻 婚姻届 婚姻の予約 災害補償
罪刑法定主義 債権 最高裁判所 最高裁判所規則 催告 財産権

財産分与 財産法 再審 財団法人 最低賃金法 裁判員 裁判員制度
裁判外紛争処理 (ADR) 裁判官 裁判官の独立 裁判規範 裁判所
裁判条項 裁判上の和解 裁判所法 裁判の公開 裁判を受ける権利 債務
債務的効力 債務不履行 債務名義 詐欺 先取特権 錯誤 殺人罪
三審制 (三審制度) 參審制 参与員 指揮命令権 自救行為 時効
事後法の禁止 自作農創設特別措置法 持参債務 事実婚主義
事実たる慣習 事実認定 事実問題 事情判決 事情変更の原則 私生子
自然権 自然法 自然法論 示談 質権 実行義務 実行行為 執行証書
実行の着手 執行猶予 執行猶予制度 実子 実体法 実定法 私的自治
私的自治の原則 自動車損害賠償責任保険 自動車損害賠償保障法 自白
支払督促 私法 司法権 司法研修所 司法権の独立 司法裁判 司法試験
司法制度改革 司法制度改革審議会 市民法 社会規範 社会通念 社会法
社会保障法 借地借家法 借地法 積明権 謝罪広告 社団法人 借家法
就業規則 自由心証主義 周旋 重大な過失 十二表法 自由法運動
縮小解釈 主権 主権免除 受忍限度 主文 準拠法 条 障害補償年金制
商慣習法 上級審 商行為 上告 上告理由 上訴 承諾 譲渡担保
常任理事国 少年法 小陪審 消費者基本法 消費者契約法 消費貸借契約
商法 証明責任 消滅時効 条約 条約憲法 条理 省令 条例 職権主義
処分権主義 所有権 自力救済 人格権 信義誠実の原則 (信義則)
親権者 人権宣言 親告罪 人身の自由 親族法 信託 人的担保
人民主権 審理陪審 心裡留保 スイス民法典 砂川事件 生活扶助義務
生活保護法 生活保持義務 正義 請求の認諾 政教分離の原則 制限行為
能力者 成功報酬 制裁 政治的自由 製造物責任 生存権 政体 制定法
静的安全 正当事由 成年後見人 成年被後見人 成文法 精密司法
生来性犯罪人 政令 世界法 責任主義 責任能力 責任保険 接見交通権
絶対権 窃盗罪 善意 宣告刑 戦争犯罪 戦争放棄 選択条項
全農林警職法事件 専門委員 占有 占有権 善良な管理者の注意 先例
捜査 相続税 相続人 相続分 相对権 送達 相当因果関係説 即時取得

組織規範 組織強制 訴訟 訴状 訴訟救助 訴訟経済 訴訟上の和解
訴訟代理人 訴訟手続 訴訟法 訴訟要件 措置入院 ソリシタ 損害賠償
損害賠償額の予定 損害賠償責任 損害保険契約 損失補償 尊属殺人罪
対価 大逆罪 代言人 対抗 対抗要件 胎児 代襲相続 大審院
対人主権 大日本帝国憲法 大陪審 代表民主制 大法廷 大陸棚 大陸法
諾成契約 多数決 多数決の原理 立退料 建物保護法 単位法律関係
弾劾 男女同権 団体交渉権 団体行動権 単独行為 単独正犯 担保
担保物権 治安維持法 地役権 治罪法 地上権 地租改正
地代家賃統制令 地方公共団体 地方更生保護委員会 地方公務員法
地方裁判所 地方自治法 嫡出子 嫡出推定 チャタレー夫人の恋人事件
注意義務 仲介 注解学派 仲裁 仲裁の合意 注釈学派 調停
懲罰的損害賠償 直接民主制 著作権 直系血族 直系尊属 賃借権
賃借権の無断譲渡・転貸 賃借人 定款 定款変更 定期借家権 抵当権
手形 手形法 適正手続 手続法 典型契約 電磁的記録不正作出罪
天皇機関説 天皇制 伝聞証拠 ドイツ法 ドイツ民法典 登記
同居の親族 動産 当事者主義 同時履行の抗弁権 統制権 当選人
動的な安全 盗品 答弁書 透明性 道路交通法 独占禁止法
特定非営利活動法人 特別の犠牲 特別法 特別養子 特別予防 特約
特有財産 独立権 土地基本法 特許権 取消し 取消権 取消訴訟
取締役会 取引 取引の安全 内縁 ナポレオン法典 新潟水俣病事件
二重起訴 二重譲渡 日米安全保障条約 日本国憲法
日本司法支援センター 日本弁護士連合会 任意捜査 任意法規 認知
根担保 農業水利権 農地改革 農地相続 農地調整法 農地法 ノウハウ
ハーグ国際私法会議 陪審制 (陪審制度) 背信的悪意者 陪審法 排他的
経済水域 配分的正義 破棄差戻し 破産法 破綻主義 バリスタ 判決
判決理由 反対解釈 パンデクテン法学 万民法 ハンムラビ法典 判例
判例集 判例法 PKO協力法 被害者救済 比較法学 被疑者 引渡し
被告 被告人 非常上告 被相続人 非嫡出子 被保佐人 被補助人

秘密保持命令 表現の自由 平等権 夫婦間の契約取消権 夫婦財産契約
夫婦財産制 不可抗力 不起訴処分 福祉国家 付合契約（附従契約）
不信任決議 付審判請求 不戦条約 附帯私訴 負担 普通契約約款
普通法 復仇 物権 物権変動 物権法定主義 物的担保 不動産
不当利得 不当労働行為制度 不服申立 不文憲法 不文法 不法行為
父母共同親権 扶養 扶養義務 フランス民法典 プログラム規定
文理解釈 平和義務 平和条項 弁護士 弁護士強制主義 弁護士法
弁護士 弁論主義 保安処分 法意識 法益 法解釈学 法学 法学教育
法学提要 法科大学院 法規 法源 法史学 法実証主義 法社会学
法人 法曹 法曹一元 法段階説 法治主義 法定刑 法定財産制
法定代理人 法廷地法 法定利率 法的安定性 法適用通則法 法哲学
法典 法典論争 法と経済学 法と道徳 法の一般原則 法の解釈
法の継受 法の欠缺 法の段階的構造 法の適用に関する通則法 法の不知
法の下の平等 法律意思説 法律行為 法律効果 法律婚主義
法律による行政の原理 法律の委任 法律扶助 法律扶助制度
法律不遡及の原則 法律問題 法律要件 傍論 補強証拠 保護処分
保佐人 保釈 補償 保証人 補助人 ボツダム宣言 本案 本案前の抗弁
ボン基本法 本人訴訟 マッカーサー草案 未遂 未成年後見人 未成年者
未成年者飲酒禁止法 未必の故意 身分権 身分法 民事裁判 民事事件
民事執行法 民事訴訟 民事訴訟法 民事調停法 民事法
民事法律扶助事業 民事保全法 民主主義 民定憲法 民法
民法出でて忠孝亡ぶ 民法典 無過失責任 無効 無罪の推定 無名契約
村八分 明確性の原則 明治憲法 申込み 目的法学 目的論的解釈
黙秘権 持分 夜警国家 約款 有価証券 有限責任 有責主義 用益物権
要件 養子 呼出状 予備的主張 リアリズム法学 利益衡量 利益衡量論
利益法学 離縁 利害関係人 離婚原因 離婚届 リスボン条約 利息
立憲主義 立法 立法学 立法過程 立法権 立法者 立法論 律令
領域権原 領海 領空 良心の自由 両性の本質的平等 領土 領土主権

臨時司法制度調査会 隣人訴訟 類推 類推解釈 類推解釈の禁止
レイシオ・デシデンダイ 令状主義 例文解釈 歴史法学 連結素
労役場留置 労働関係調整法 労働基準法 労働協約 労働組合
労働組合法 労働契約 労働者派遣事業 労働争議の調整 労働法
ローマ法 ローマ法大全 ローマ法の継受 六法 ロング・アーム法
論理解釈 ワイマール憲法 和解